

教保体第819号  
令和5年8月3日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

### 部活動等における熱中症事故防止の徹底について（通知）

部活動の指導については、日頃から格別の御配慮をいただき、感謝申し上げます。

さて、令和5年7月28日、山形県米沢市において、部活動の帰宅途中の女子中学生が、熱中症の疑いで死亡するという痛ましい事故が発生いたしました。

つきましては、改めて、部活動実施に関する慎重な判断や、登下校や移動時の留意事項について、下記の事項に留意の上、部活動における熱中症事故防止に万全を期すようお願いいたします。

また、各学校におかれましては、別添の令和5年7月31日付文部科学省・スポーツ庁事務連絡「事件事故情報の共有・注意喚起について」を参照の上、自校の備えを改めて確認いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 気象条件に留意した計画と指導

- (1) 実施の期日や活動時間帯、内容などの計画を立てるに当たっては、熱中症警戒アラートの発令時や、暑さ指数（WBGT）が31以上の時、最高気温が摂氏（以下同様）35℃以上の予報が出された場合や、活動中に35℃以上になった場合について基本的に中止を前提とした判断をするなど、生徒の安全確保を最優先とすること。
- (2) 暑さ指数（WBGT）が31未満の場合や、気温が35℃未満の場合でも、湿度や日差しの気象条件に注意を払い、休憩や水分補給を適切に行うなど予防策を講じること。
- (3) 活動場所に温度計や湿球黒球温度計（WBGT測定器）を設置するなど、活動中の気温や湿度等の変化を確実に把握し、熱中症予防に努めること。  
WBGTは、温度や湿度などの複数の環境要素を合わせて測定していることを踏まえ、活動場所ごと、活動時間ごとに測定すること。
- (4) 部活動を実施するに当たっては、気象状況に応じて活動時間を短縮することや休憩頻度を増やすことなどに配慮するとともに、生徒が無理に参加することのないよう配慮すること。
- (5) 部活動顧問や部活動指導員は活動前、活動中、活動後の生徒の体調管理を確実に行うこと。

(6) 室内等の活動では、学校環境衛生基準においては、教室等の温度は 28℃以下であることが望ましいとされている。温熱環境は温度、相対湿度、気流等によって影響を受けるため、温度のみでなく、その他の環境条件や児童生徒等の健康状態も考慮した上で総合的な対応が求められる。

空調設備が設置された教室では、空調設備を利用して室内の温度を適切に管理すること。

また、空調設備が設置されていない教室等では、換気や扇風機等の使用を行った上で、適宜水分補給を行うよう指導すること。

## 2 登下校や移動時の留意事項

- (1) 登下校や移動時も、自分の体調を確認し、こまめな水分補給や休憩をとることを生徒に指導すること。
- (2) なるべく複数で登下校や移動を行い、お互い水分補給等の声を掛け合い、体調が悪い場合は、躊躇なく近くの大人に助けを求めることを指導すること。
- (3) 部活動終了後も、生徒一人ひとり、全員の健康観察と体調を確認し、体調がすぐれない生徒等はすぐに帰宅させないこと。

### 【参考】

- ・ 県教育局保健体育課ホームページ「体育的活動時における事故防止について」（通知）  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/227234/r040401kyouhotaidai8gou.pdf>
- ・ 県教育局保健体育課ホームページ「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止について」（通知）  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/227234/r010712kyouhotaidai720gou.pdf>
- ・ 県教育局保健体育課ホームページ「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の活用について（依頼）  
[https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/27132/030611\\_necchushoguideline.pdf](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/27132/030611_necchushoguideline.pdf)

県教育局県立学校部

保健体育課

048-830-6929

高校教育指導課

048-830-6760

特別支援教育課

048-830-6888

各市町村教育委員会教育長 }  
各教育事務所（支所）長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

### 部活動等における熱中症事故防止の徹底について（通知）

部活動の指導については、日頃から格別の御配慮をいただき、感謝申し上げます。

さて、令和5年7月28日、山形県米沢市において、部活動の帰宅途中の女子中学生が、熱中症の疑いで死亡するという痛ましい事故が発生いたしました。

つきましては、改めて、部活動実施に関する慎重な判断や、登下校や移動時の留意事項について、下記の事項に留意の上、部活動における熱中症事故防止に万全を期すようお願い申し上げます。

また、市町村教育委員会におかれましては、別添の令和5年7月31日付文部科学省・スポーツ庁事務連絡「事件事故情報の共有・注意喚起について」を参照の上、各学校において自校の備えの確認がなされるよう御配慮いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 気象条件に留意した計画と指導

- (1) 実施の期日や活動時間帯、内容などの計画を立てるに当たっては、熱中症警戒アラートの発令時や、暑さ指数（WBGT）が31以上の時、最高気温が摂氏（以下同様）35℃以上の予報が出された場合や、活動中に35℃以上になった場合について基本的に中止を前提とした判断をするなど、生徒の安全確保を最優先とすること。
- (2) 暑さ指数（WBGT）が31未満の場合や、気温が35℃未満の場合でも、湿度や日差しの気象条件に注意を払い、休憩や水分補給を適切に行うなど予防策を講じること。
- (3) 活動場所に温度計や湿球黒球温度計（WBGT測定器）を設置するなど、活動中の気温や湿度等の変化を確実に把握し、熱中症予防に努めること。  
WBGTは、温度や湿度などの複数の環境要素を合わせて測定していることを踏まえ、活動場所ごと、活動時間ごとに測定すること。
- (4) 部活動を実施するに当たっては、気象状況に応じて活動時間を短縮することや休憩頻度を増やすことなどに配慮するとともに、生徒が無理に参加することのないよう配慮すること。
- (5) 部活動顧問や部活動指導員は活動前、活動中、活動後の生徒の体調管理を確実に行うこと。

- (6) 室内等の活動では、学校環境衛生基準においては、教室等の温度は 28℃以下であることが望ましいとされている。温熱環境は温度、相対湿度、気流等によって影響を受けるため、温度のみでなく、その他の環境条件や児童生徒等の健康状態も考慮した上で総合的な対応が求められる。

空調設備が設置された教室では、空調設備を利用して室内の温度を適切に管理すること。

また、空調設備が設置されていない教室等では、換気や扇風機等の使用を行った上で、適宜水分補給を行うよう指導すること。

## 2 登下校や移動時の留意事項

- (1) 登下校や移動時も、自分の体調を確認し、こまめな水分補給や休憩をとることを生徒に指導すること。
- (2) なるべく複数で登下校や移動を行い、お互い水分補給等の声を掛け合い、体調が悪い場合は、躊躇なく近くの大人に助けを求めることを指導すること。
- (3) 部活動終了後も、生徒一人ひとり、全員の健康観察と体調を確認し、体調がすぐれない生徒等はすぐに帰宅させないこと。

### 【参考】

- ・ 県教育局保健体育課ホームページ「体育的活動時における事故防止について」（通知）  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/227234/r040401kyouhotaidai8gou.pdf>
- ・ 県教育局保健体育課ホームページ「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止について」（通知）  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/227234/r010712kyouhotaidai720gou.pdf>
- ・ 県教育局保健体育課ホームページ「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の活用について（依頼）  
[https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/27132/030611\\_necchushoguideline.pdf](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/27132/030611_necchushoguideline.pdf)

県教育局県立学校部  
保健体育課  
048-830-6929  
県教育局市町村支援部  
義務教育指導課  
048-830-6777

事務連絡

令和5年7月31日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課 御中  
附属学校を置く各国立大学法人担当課

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

スポーツ庁地域スポーツ課

事件・事故情報の共有・注意喚起について  
(部活動の帰宅中における中学生の死亡事案(熱中症疑い)の発生について)

下記のとおり事件・事故情報を共有します。  
再発を防ぐため、留意事項を踏まえ、各校の備えを改めて確認する等対応について  
よろしくお取り計らい願います。

記

発生日時	令和5年7月28日 午前11時頃
被害状況	生徒1名死亡
事件・事故の概要	部活動の帰宅中に歩道で熱中症とみられる症状で倒れ、意識不明の状態 で病院に搬送され死亡したもの
再発防止のための留意事項	<p>令和5年4月28日付け文部科学省通知「学校教育活動等における熱中症事故の防止について(依頼)」において、熱中症事故を防止するための環境整備として、<u>気温が高くなる前からの対策、適切な水分補給や空調の利用</u>などを行うことや、各種活動実施に関する判断基準の例として、各学校で定めることが義務となっている「危機管理マニュアル」等において<u>予め各種活動の判断基準や判断者を定めておくこと、活動実施の判断には熱中症警戒アラートや暑さ指数を用いることが考えられること、更には児童生徒等への熱中症防止に関する指導として、児童生徒等自らが体調管理等を行うことができるよう、帽子の着用や水分補給、体調不良時の対応に関する適切な指導を行うこと等</u>について依頼をしています。</p> <p>また、令和5年5月12日付けスポーツ庁通知「熱中症事故の防止について(依頼)」において、熱中症は、<u>スポーツ等の活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずることや、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分の補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うこと等</u>について通知していますので、改めてご確認いただき、適切な対応の徹底をお願いします。</p>

参考資料	令和5年4月28日付け文部科学省通知 「 <a href="#">学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）</a> 」 令和5年5月12日付けスポーツ庁通知 「 <a href="#">熱中症事故の防止について（依頼）</a> 」 文部科学省学校安全ポータルサイト 「 <a href="#">熱中症・水難事故防止関連情報</a> 」
------	---

※ 参考資料にはリンクを貼っていますので、クリックで資料に遷移します。

<p><b>【担当】</b> 文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進室 学校安全係 電話：03-6734-2966</p> <p>スポーツ庁地域スポーツ課 学校運動部活動係 電話：03-6734-3953</p>
---